## 伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書 (昭和51年3月31日締結。以下「協定書」)の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)に係る異常(正常状態以外のすべての事態)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

- 第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての 異常に関する事項を公表する。
- 2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

## (公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に 係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電 所の設備のすべての異常の原因 と対策
公表内容	①お知らせ(様式第1号) ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類(異常の内容に応じて添付) ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果	①お知らせ(様式第2号) ②四国電力㈱からの報告

#### (公表方法)

- 第4条 公表方法は、次のとおりとする。
  - (1) 報道機関への発表又は資料提供
  - (2) 県ホームページへの掲載(発電所の配置図は除く。)
  - (3) 閲覧(県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター) (発電所の配置図は 除く。)

### (公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原 子力安全対策課が対応する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月16日から施行する。 附 則 この要領は、平成24年9月19日から施行する。 附 則 附 則 この要領は、平成29年7月7日から施行する。 則 この要領は、平成29年10月30日から施行する。 附 この要領は、平成30年5月23日から施行する。 附 則 この要領は、令和元年6月18日から施行する。 則 附 この要領は、令和2年10月16日から施行する。 附 則 附 則 この要領は、令和3年1月7日から施行する。 附則 この要領は、令和3年8月4日から施行する。

# 別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

				公 表	時 期
種類	区分	内	容	報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(2) くがア (2) くがア (2) くがア (2) くがア (3) 要 の (3) 発生の (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	事態が発生したときずる社会的影響があると認められる事態を表生したときでは、 国地域で震度 5 弱以上のガル以上の 数急車の出動を とときないときないものを除くが表したときが敷地をしたときが表した。 を与えないものを除くが要と認められる事態が要と	直ちに公表	直ちに掲載
	D	生したとき (2) 発電所の運転・計器の機能低下、 があったとき (3) 原子炉施設保労の制限が、一時的 断されたとき	・管理に関する重要な 指示値の有意な変化 安規定に定める運転上 りに満足されないと判 忍められる事態が発生		通報連絡後 48時間以内 に掲載
	С	A及びB以外の事	<b>項</b>	前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤	毎月10日に 前月分を掲載(10日が勤務日 以外の場合は、次の勤 務日とする。)
護に係る あの る	PΡ	核物質防護に影響 その事態の脆弱性が	がある事態が発生し、 解消されたとき	公表可能な 段階で速や かに	

## 2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

について

原子力安全対策推進監 (内線 2352)

# [異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		[評価	有 i レベ				無	
県の公表区分	}	Α	•	В	•	С	•	PΡ
外部への放射	対能の放出・漏えい	[漏え	有 い量		]		無	
	発生日時		年	月		日	時	分
	発生場所	1	号•	2号	• 3	号·	共用語	没備
異常の概要		管	理区	域内	•	管	理区均	或外
	種類	• 地		故障、 人身事 防護			)他	

# [異常の内容]

本日 時 分、四国電力㈱から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

1

2

3

# [異常の原因及び復旧状況]

(原因判明及び復旧状況に応じて記載する。)

# (伊方発電所及び周辺の状況)

	1 号機	廃止措置中		
原子炉の運転状況	2 号機	廃止措置中		
	3 号機	運転中(出力		%) ・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常值	•	異常値
周辺環境放射線の状況		通常値	•	異常値